

環境県民局 資 料	No. 3
--------------	-------

令和4年6月17日
課名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 中村
内線 2739
課名 土木建築局道路企画課
担当者 課長 秋本
内線 3890

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進 に関する条例（仮称）の素案について

1 要旨・目的

県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進や安全で適正な利用促進を総合的に図るため、広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例の制定を目指して検討を進めており、この度、素案を取りまとめた。

2 現状・背景

- コロナ禍における生活様式・交通行動の変容や、脱炭素社会の実現に向けた動きなどの社会的問題の解決手段として自転車の活用が見直されている中、これまでサイクルツーリズムの推進などによる地域活性化に取り組んできた本県においては、県民や事業者等と一体となった自転車活用の意識醸成を図ることにより、社会的・経済的な効果の更なる向上を目指す必要がある。
- 自転車利用者の安全で適正な利用に対する意識向上を図ることにより、自転車の関係する交通事故防止や被害軽減を目指す必要がある。
- 自転車事故に伴う高額賠償事例が社会問題化している状況に対処するため、保険加入の更なる促進を図る必要がある。

3 概要

(1) 対象者

県民，事業者，自転車利用者，県

(2) 事業内容（実施内容）

ア 自転車の活用の推進に関する基本的施策（道路交通環境の整備）

イ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策（自転車交通安全の教育・情報提供等）

ウ 自転車損害賠償保険等への加入に関する基本的施策（損害賠償保険等の加入義務化・情報提供等）

(3) スケジュール

6月下旬 第2回 検討委員会

7月 パブリックコメントの実施

9月 議会上程

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

検討委員会やパブリックコメントの結果など、適宜、議会へ報告を行いながら、9月議会上程に向けて進めていく。

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の概要

I 背景

極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資することが求められている。

II 条例制定の必要性

- (1) 自転車の活用を推進していく必要がある
 - 自転車の活用に関する動きやニーズ
 - ・自転車活用推進法の施行(H29.5)及び広島県自転車活用推進計画の策定(H31.3)
 - ・しまなみ海道サイクリングロードのナショナルサイクルート指定(R1.11)など、サイクルーツリズムのさらなる推進
 - ・CO2を排出しない乗り物による環境負荷の低減(SDGs)
 - ・近年の災害の頻発化を踏まえた災害発生時における交通機能維持の必要性
 - ・感染症拡大に対応した新しい生活様式の拡大
- (2) 自転車の安全で適正な利用を促進していく必要がある
 - 自転車の関係する交通事故防止をさらに推進
 - ・自転車関係事故は減少しているが、令和2年の自転車関係事故は975件発生
 - ・令和2年の人身交通事故に占める自転車関係事故の割合は20.4%と、過去10年で最高
 - 自転車利用者の安全で適正な利用に対する意識向上
 - ・点検整備をしているという回答は54.5%
 - ・ヘルメットを着用しているという回答は12.3%

- (3) 損害賠償保険等への加入義務付けを行う必要がある
 - 被害者の経済的救済及び加害者の賠償責任の補償
 - ・自転車の悪質な運転や自転車事故に伴う高額賠償請求事件が社会問題化
 - ・損害賠償保険の加入率:全国平均59.5%(R2)に比べ広島県51.2%(R2)と低い
 - ・国が都道府県等に条例等による損害賠償保険等への加入義務付けを要請し、標準条例を作成し都道府県に周知(H31.2)
 - ・条例の制定状況:39都道府県が制定(R4.4.1現在)

(1)(2)(3)を踏まえ、各主体の役割等を明確にし、総合的に取組を実施する必要がある

条例による自転車損害賠償保険等への加入促進の動き

他県の条例の制定状況(R4.4.1現在)



III 条例の概要

総則

目的 (1条)
この条例は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図り、もって県民が安心して暮らし、活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 (2条)
自転車、自転車損害賠償保険等、県民等、自転車利用者、保護者、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、学校、交通安全団体

基本理念 (3条)
・自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出が、豊かな県民生活の実現や活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。
・自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

県の責務(義務) (4条)
・基本理念にのっとり自転車活用推進に関する総合的な施策を策定、実施
・県民等及び事業者の関心及び理解を深めるような広報及び啓発
・県民等及び事業者が実施する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置
・学校の長及び交通安全団体が実施する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置

自転車利用者の責務(努力義務) (5条)
・車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用
・安全で適正な利用のために必要な知識及び技能の習得

県民の役割(努力義務) (6条)
・基本理念について理解、それぞれの立場において自転車の活用の推進、安全で適正な利用の促進

事業者の役割(努力義務) (7条)
・基本理念について理解、自転車の活用の推進、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進
・他の事業者に自転車を利用することを前提とした業務の委託をし、媒介をし、又は取次ぎをする等の場合には、当該他の事業者に対し、その業務において自転車の安全で適正な利用を求める
・国、県及び市町が実施する施策に協力

市町との連携(努力義務) (8条)
・県は、市町との連携に努める
・県は、市町が施策を実施するときは、必要と認める協力を行う(義務)

自転車の活用の推進に関する基本的施策

道路交通環境の整備(義務) (9条)
県 自転車を安全で快適に利用できる道路交通環境の整備のために必要な措置

自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

自転車交通安全教育等(努力義務) (10条)

県	県民等への教育及び情報提供(義務)
事業者	自転車通勤者等に対し、教育及び情報提供
自転車小売業者・自転車貸付事業者	自転車購入者又は借受人に対し、情報提供
学校の長	児童、生徒及び学生に対し、教育及び情報提供
保護者	監護する未成年者に対し、教育

自転車の点検整備(努力義務) (11条)

自転車利用者	その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、点検及び整備
その事業において自転車を利用する事業者	
自転車貸付事業者	監護する未成年が利用する自転車について、点検及び整備
保護者	

幼児のヘルメット及びシートベルトの着用(努力義務) (12条)

自転車利用者	幼児を幼児用座席に乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメット及びシートベルトを着用させる
--------	---------------------------------------------

自転車損害賠償保険等への加入に関する基本的施策

自転車損害賠償保険等への加入(義務) (13条)

自転車利用者	自転車の利用に係る保険加入
事業者	事業における自転車の利用に係る保険加入
自転車貸付業者	貸し付ける自転車の利用に係る保険加入
保護者	監護する未成年の自転車に係る保険加入

自転車損害賠償保険等への加入の確認等(努力義務) (14条)

自転車小売業者	販売時の加入確認及び情報提供
事業者	自転車通勤者等への加入確認及び情報提供
自転車貸付業者	貸し付ける自転車の利用に係る保険の内容の情報提供

自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等(努力義務) (15条)

県	市町、交通安全団体、保険者その他の関係団体と連携した情報提供その他必要な措置(義務)
学校の長	自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者への情報提供

(令和4年6月現在)

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の素案

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車の活用の推進に関する基本的施策（第9条）

第3章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策（第10条—第12条）

第4章 自転車損害賠償保険等への加入に関する基本的施策（第13条—第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図り、もって県民が安心して暮らし、活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。
- (3) 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 自転車利用者 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6) 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (8) 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。
- (9) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

(10) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出が、豊かな県民生活の実現や活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用に関する県民等及び事業者の関心及び理解を深めるよう必要な広報及び啓発を行うものとする。

3 県は、県民等及び事業者が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、県民等及び事業者に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

4 県は、学校の長及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、学校の長及び交通安全団体に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のために必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念について理解を深め、自転車の活用の推進を図るよう努めるとともに、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、他の事業者に自転車を利用することを前提とした業務の委託をし、媒介をし、又は取次ぎをする等の場合には、当該他の事業者に対し、その業務において自転車の安全で適正な利用を求めるよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第8条 県は、この条例に定める施策を実施するときは、市町との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するとき、必要と認める協力を行うものとする。

第2章 自転車の活用の推進に関する基本的施策

(道路交通環境の整備)

第9条 県は、国、市町及び関係団体と連携し、自転車利用者が自転車を安全で快適に利用できる道路交通環境の整備のために必要な措置を講じるものとする。

第3章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

(自転車交通安全教育等)

第10条 県は、県民等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業において自転車を利用する従業員（以下「自転車通勤者等」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

3 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）又は自転車を借り受けようとする者（以下「借受者」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 学校の長は、その児童、生徒及び学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとする。

(自転車の点検整備)

第11条 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(幼児のヘルメット及びシートベルトの着用)

第12条 自転車利用者は、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「幼児」という。）を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたシートベルトを着用させるよう努めるものとする。

第4章 自転車損害賠償保険等への加入に関する基本的施策

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第13条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この項において同じ。）は、自転車損害賠償保険等へ加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車通勤者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等)

第15条 県は、市町、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年〇月1日から施行する。ただし、第13条、第14条及び第15条第2項の規定は、令和〇年〇月1日から施行する。